第 13 号 令和5年9月22日受理 健康福祉常任委員会付託

件 名 安全・安心の医療・介護実現のため県内すべてのケア労働者の大幅 賃上げの実現を求めることについて

要旨

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因である。

日本医労連・全大教・自治労連で取り組んだ「2022年看護職員の労働実態調査」結果では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にものぼり、仕事を辞めたい理由(3つまで選択)では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤がつらい」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続いた。

新型コロナウイルス感染症は5類に移行したが、8波を乗り越えた現場のケア 労働者の疲弊感は極限状態に達しており、負担軽減、改善には向かっていない。 それどころか、中堅、新卒間もない新人も含めて、ケア労働者の離職が増加し、 一方で新規応募人員は減少しており、医療・介護、福祉の崩壊につながりかねない 状況になっている。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、これまで頑張ってきたケア労働者の離職防止と、新たな人材を迎え入れられるよう、希望と展望が持てる産業に転換し、必要な人材を確保することは喫緊の課題になっている。

そのために必要なことは様々あるが、今すぐにやろうとすれば手を打つことができ、即効性と実効性が期待できる対応はすべてのケア労働者の大幅賃上げである。 以上の趣旨から、県民のいのちと健康、尊厳を守ることを第一義的使命とする 自治体の独自の事業として、次項の実現のために一刻も早く具体的な対応いただく よう措置願いたい。

- 1. 県内すべてのケア労働者の月額4万円以上、時給250円以上の持続的賃金 底上げに資することのみを目的とした給付金制度等を県独自で新設し、直ちに 県内すべてのケア労働者の大幅賃上げを実現すること。
- 2. 前項の実現のために、国に対し、具体的な施策を講じるよう意見書を提出すること。